

昭和二十七年六月十三日受領  
答 弁 第 四 二 一 号

(質問の 四二)

内閣衆質第四〇号

昭和二十七年六月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員並木芳雄君提出東京都におけるじやが芋の被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出東京都におけるじやが芋の被害に関する質問に対する答弁書

一 被害の発生した原因については、農林省植物防疫課及び横浜植物防疫所が調査をしているが、まだ詳細は明らかでない。なお、問題のあつた種じやが芋は、昨年北海道上川支庁管内上富良野村、中富良野村及び美瑛町において生産されたものと考えられるが、同地方における検疫の成績は左表の通りであり、きわめて嚴重に実施されたものと認められる。

検疫成績

昭和二十六年探種圃、品種男爵

| 地名   | 申請面積                 | 合格面積               | 合格数量                | 合格率 |
|------|----------------------|--------------------|---------------------|-----|
| 美瑛   | 一、二九五、八 <sub>反</sub> | 六九二、〇 <sub>反</sub> | 一三、六五七 <sub>俵</sub> | 五二% |
| 上富良野 | 九五〇、五                | 四一三、〇              | 九、四八七               | 四三  |
| 中富良野 | 四八六、〇                | 二二八、〇              | 五、七二五               | 四五  |

二 被害状況についても目下詳細調査中である。

三 植物防疫官の行った検査が植物防疫法に基く種馬铃薯検査規程に違反してなされたか否かは目下調査中であるので、損害賠償についてはその結果をまつこととしたい。

四 検査の重要性にかんがみ、機構の充実に努力するとともに、生産地における検査受入れ体制の整備、生産者の病虫害防除意欲の向上について一段と指導を強化する。

右答弁する。